



凡例

都市計画区域【21,732 ha】

市街化区域【4,251 ha】

都市機能誘導区域【486 ha】

居住誘導区域【2,741 ha】

※ただし、以下の区域を除く。

- ・土砂災害特別警戒区域，土砂災害警戒区域【土砂災害防止法】
- ・急傾斜地崩壊危険区域【急傾斜地法】
- ・特別用途地区・地区計画のうち，条例により住宅の建築が制限されている区域【都市計画法】
- ・特別緑地保全地区【都市緑地法】
- ・都市公園及び都市緑地（予定地を含む）【都市公園法】

地域生活拠点
(赤塚駅周辺地区)【71 ha】

地域生活拠点
(内原駅周辺地区)【42 ha】

中心拠点【224 ha】

地域生活拠点
(下市地区)【55 ha】

地域産業系拠点
(県庁舎周辺地区)【94 ha】

